

2020年5月25日

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
公認スポーツ栄養士 2021年4月1日更新登録手続き
特例措置**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、国内各所で行われる予定であった研修会等の開催が中止となったことに伴い、公認スポーツ栄養士資格においては、2021年4月1日登録手続きに関して、特例として以下のとおりの取り扱いといたします。

■対象者

2021年4月1日更新登録（資格有効期限 2021年3月31日）

■対応

1) 必要な15単位を取得して更新される方

通常の手続き（2020年9月15日までの書類提出）を行ってください。

2) 必要な15単位の取得ができずに更新される方

以下の2つの対応といたします。

- ① 1年間の猶予とし2021年9月30日（書類提出2021年9月15日）までに不足分の単位を取得する必要があります。単位取得後、期限までに手続きを行ってください。
- ② 取得する15単位の内訳については、主催者ごとに設定されている「必須」と「選択」の区分や、区分ごとに必要な単位数を問いません。

■今後の手続き・スケジュール

- ・2020年9月15日までに養成事務局へ書類を提出してください。
- ・日本スポーツ協会からの案内にしたがって、更新登録手続きを完了してください。
- ・2021年4月1日に資格が更新されます。
- ・取得単位に不足分がある場合は、2021年9月15日までに不足分の単位証明を提出してください。

■問い合わせ先

日本スポーツ栄養学会 養成事務局
sports-d@jsna.org